

別 添

玄海原子力発電所における作業点検計画について

2020年10月9日  
九州電力株式会社

## 目 次

1. はじめに	1
2. 作業点検の概要	1
3. 実施体制	2
4. 実施内容	2
5. 安全作業を継続的に実施するための取組みの実践	5
6. 点検実施スケジュール	5

添付資料－1 作業点検の流れ

添付資料－2 玄海原子力発電所 作業点検体制

添付資料－3 各事案の概要

添付資料－4 要因分析の視点に基づく分類方法

添付資料－5 作業実施（ステップ毎）の流れ

添付資料－6 管理職による現場観察

添付資料－7 点検実施スケジュール（予定）

## 1. はじめに

原子力発電所の運営にあたっては、安全の確保を大前提に、更なる安全性の向上に取り組み、地域の皆さまに安心し、信頼していただけるよう努めることが最も大切です。

これまでもそのことを肝に銘じて原子力発電所の運営に取り組んで参りましたが、玄海原子力発電所ではこの2年間に、火災等の事案が5件も続いており、地域の皆さまに不安を与えたことを深く反省しております。この状況を重く受け止め、当社及び関係会社の社員をはじめとする、同所で業務に従事する全員が、地域の皆さまに安心し、信頼していただくことが最も大切であることを強く再認識するとともに、原点に立ち返って、「一人ひとりの取組み、一つひとつの手順が地域の皆さまの安全及び安心に直結していること」を念頭に、自らの取組みについて、作業点検を行うこととしました。

経営層である原子力発電本部長を統括責任者、玄海原子力発電所長を実施責任者とする体制のもと、徹底した要因の分析を行い、しっかりと対策に取り組み、全員が将来にわたり、地域の皆さまに安心し、信頼していただける発電所を目指すという固い決意を持って、作業点検にしっかり取り組んで参ります。

## 2. 作業点検の概要

至近で発生した事案の要因分析を行い、これらの事案に共通する要因を抽出するとともに、過去のトラブル等の事案より得られた教訓等を用いて、安全に作業を行うために必要な行為や意識を抽出し、抽出された行為や意識が浸透し、確実に行われているかを点検する。

また、今回実施する点検の結果を踏まえ、発電所の安全確保のため、安全意識の浸透、安全行為の徹底に係る活動を継続的に実施するための具体的な取組みを検討し、実践する。

(添付資料－1)

### 3. 実施体制

原子力発電本部長を統括責任者とし、当社（玄海原子力発電所、本店原子力発電本部及び本店土木建築本部）及び玄海原子力発電所で作業に従事する元請会社で構成する安全衛生協議会のメンバーで実施する。

（添付資料－2）

### 4. 実施内容

作業点検実施にあたっては、安全衛生協議会のメンバーである当社及び全ての元請会社全員で、事案が繰り返し発生していることを踏まえた今回の作業点検の重要性について、認識の統一を図る。

作業点検は、至近で発生した事案の共通要因の分析、安全に作業を行うために必要な行為や意識の抽出、点検項目の設定、点検の流れで実施する。

また、各社の点検結果をとりまとめ、安全作業達成のために継続して取り組むべき事項、改善すべき事項、良好事例を安全衛生協議会メンバー全社で共有するとともに、各社に展開する。

#### （1）至近で発生した事案の共通要因分析

至近で発生している以下の事案について、要因の類似性や頻発傾向がないか、組織として改善すべき点はないかという観点で分析を実施する。また、以下の事案について再発防止対策、水平展開の実施状況を確認する。

- ・ 仮設電源盤 1 次側仮設ケーブル火災（2020 年 9 月）
- ・ クレーン吊荷の落下（2020 年 4 月）
- ・ 玄海変電所火災（2019 年 12 月）
- ・ クレーン吊フック落下（2019 年 10 月）
- ・ プラギングデバイスの変形（2019 年 6 月）

（添付資料－3）

#### a. 各事案の要因分類

各事案の要因について、「人」、「作業」、「設備・環境」等の要因分析の視点に基づき分類し、その結果を事案ごとに整理する。

b. 共通要因の特定

以下のプロセスにより、共通要因を特定する。

- ・各事案の要因の整理結果をもとに、それぞれの要因の共通点の有無、類似性及び頻発性の確認を行う。
- ・共通点としてあげられた要因をもとに、問題点を特定する。

(添付資料－４)

(2) 安全に作業を行うために必要な行為や意識の抽出

(1)の事案に限らず、過去に発生したトラブル等の事案より得られた教訓や各種教育資料等(トラブル事例集などを含む)を用いて、当社及び元請会社にて、安全に作業を行うために必要な行為や意識を抽出する。

(3) 点検項目の設定

(1)及び(2)から得られた安全に作業を行うために必要な行為や意識を項目ごとに整理し、点検項目としてとりまとめる。

(点検項目の例)

- ・安全を最優先とする意識の醸成
- ・適切な体制の構築、再点検
- ・適切な事前準備の徹底
- ・コミュニケーションの醸成
- ・作業時、火災発生時の基本動作の徹底

(4) 点検実施

a. 点検対象

点検対象は、定期検査作業、廃止措置及び安全対策工事等の発電所構内で実施する作業全般を対象とする。

b. 点検方法

各作業において、点検項目ごとに、以下の方法で点検する。

(a) 各社の仕組み及び作業要領書の確認

当社及び元請会社は、各作業に対して各社の仕組みや作業要領書の記載事項に安全に作業を行うために必要な行為や意識が不足していないかについて、作業ステップ毎（作業計画立案、作業前、作業中）に確認する。

（添付資料－ 5）

(b) 管理職による現場観察の実施

従来から実施している管理職による現場観察をベースに、作業全般を対象として、体制及び実施頻度等を拡充する。作業開始前ミーティングから作業中において実施する。観察にあたっては、作業担当箇所以外の管理職も参加することで、第三者の視点でも観察を実施する。

管理職による現場観察では、管理職が現場での業務の実施状況をより高い視点から批判的に見て、安全に作業を行うために必要な行為が適切に実施されているかを観察するとともに、必要であれば指導し、観察結果から気づき事項（良好事例や改善事項等）が見つければ、必要な対応を実施する。

また、管理職が現場に赴くことで、現場作業者の安全意識高揚を図り、緊張感を持って現場作業を実施してもらうとともに、管理職自身が現場の理解を深め、三現主義（現地・現物・現実に基づく議論や発想）の実践に資する。

（添付資料－ 6）

(c) 安全に作業を行うために必要な行為や意識に関する教育実施内容の確認

安全に作業を行うために必要な行為や意識に関する教育内容が、安全に対する意識が浸透するものとなっているかについて確認し、速やかに改善を行う。

#### (5) 点検結果のとりまとめ

各社の点検結果をとりまとめ、安全作業達成のために継続して取り組むべき事項、改善すべき事項、良好事例を安全衛生協議会メンバー全社で共有するとともに、各社に展開する。

#### 5. 安全作業を継続的に実施するための取組みの実践

今回実施する点検の結果を踏まえ、発電所の安全確保のため、安全意識の浸透、安全行為の徹底に係る活動を継続的に実施するための具体的な取組みを検討し、実践する。

#### 6. 点検実施スケジュール

2020年10月12日から2か月程度で実施する。

(添付資料－7)

以 上

## 作業点検の流れ

玄海原子力発電所で至近で発生した事案の要因分析を行い、共通要因を抽出する



抽出された共通要因と過去に発生したトラブル等の事案から得られた教訓等を用いて「安全に作業を行うために必要な行為や意識」をとりまとめる



安全に作業を行うために必要な行為や意識が浸透し、確実に行われているかを以下の方法で点検する

- ・ 各社の仕組み及び作業要領書の記載事項の確認
- ・ 作業前ミーティング及び作業実施中の現場観察
- ・ 各種教育の実施内容の確認



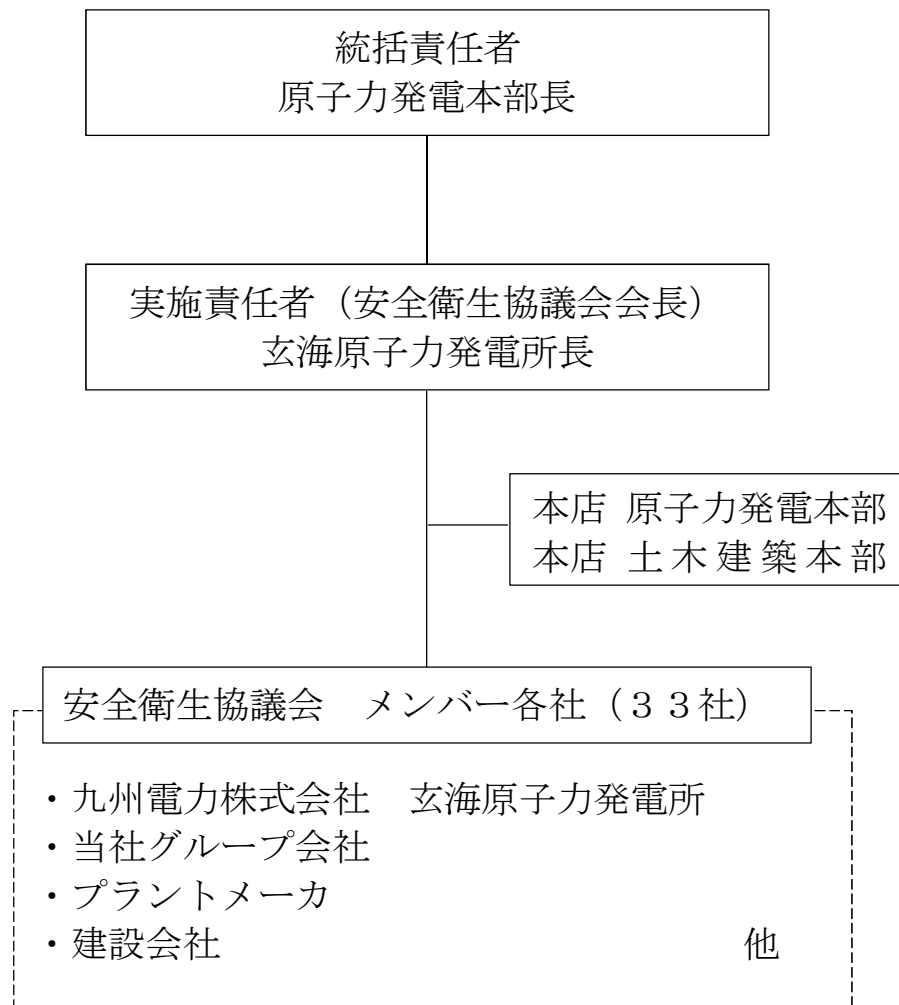
各社の点検結果をとりまとめ、安全作業達成のために継続して取り組むべき事項、改善すべき事項、良好事例を安全衛生協議会メンバー全社で共有し、各社に展開する



今回実施する点検の結果を踏まえ、発電所の安全確保のため、安全意識の浸透、安全行為の徹底に係る活動を継続的に実施するための具体的な取組みを検討し、実践する



玄海原子力発電所 作業点検体制



## 各事案の概要 ①

項目	仮設電源盤 1 次側仮設ケーブル火災
発生時期	2020 年 9 月
概要	定期検査作業用の仮設電源盤と常設の作業用分電盤を接続する仮設ケーブル（1 次側仮設ケーブル）からの発火及び発煙をした。
原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設電源盤に接続する機器を追加するよう計画を変更した際に、仮設ケーブルを再選定する明確な仕組みがなかった。</li> <li>・ 仮設電源盤に機器を接続する作業が完了したことを、仮設電源盤の取扱責任者へ連絡する明確な仕組みがなかった。</li> <li>・ 仮設電源については、ケーブルの許容電流を越える電流が流れることを防止する配線用遮断器を追加で設置する等、ケーブルを保護する必要性について考慮が不足していた。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の仮設電源盤に接続する 1 次側の仮設ケーブルを調査し、使用電流に対し適切な許容電流のケーブルを使用していることを確認した。</li> <li>・ 仮設電源であっても、ケーブルの保護を考慮する仕組みが明確になるよう当社及び当該請負会社の規定文書等を改正する。その内容は、当社及び全ての請負会社に周知徹底する。</li> <li>・ 当社及び請負会社において、作業全般の作業計画を変更する場合の仕組みを改善する。</li> </ul>

## 各事案の概要 ②

項目	クレーン吊荷の落下
発生時期	2020年4月
概要	<p>玄海原子力発電所構内の3, 4号機に係る屋外(3/4号放水ピット付近)の土木関連作業において、大型クレーンにより吊荷の25tラフタークレーン(以下、「25tクレーン」という。)の揚重作業を実施していたところ、ベルトスリング(以下、「吊りベルト」という。)が切れ、25tクレーンが落下した。</p>
原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25tクレーンのアウトリガーの玉掛け部(角部)に当て物を使用していなかったため、吊りベルトが押し切られた。</li> <li>・大型クレーンの旋回停止時の慣性力により、一時的に4本の吊りベルトに均等な荷重がかからなくなり、特定の吊りベルトに想定より大きな荷重がかかった可能性がある。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吊りベルトで玉掛けする箇所が「丸」以外の場合は、必ず当て物を使用するよう仕組みの明確化を図る。</li> <li>・吊りベルトを使って4点4本吊りする場合は、均等な荷重がかからなくなる可能性を考慮し、原則として、3点3本吊りの条件で評価し、吊りベルトの選定を行うことで裕度を確保する。</li> <li>・今回の作業を実施した請負会社にて、クレーンを使った揚重作業の基礎(吊りベルト選定の考え方、吊りベルト使用時の当て物の重要性等)の再教育を行う。</li> </ul>

## 各事案の概要 ③

項目	玄海変電所火災
発生時期	2019年12月
概要	<p>玄海原子力発電所において、正門守衛所に設置している火災受信機に、原子炉施設ではない玄海変電所（玄海エネルギーパークや原子力訓練センター等へ電源を供給する設備）の火災を知らせる警報が発信し、同変電所で発煙を確認したため、公設消防へ出動要請を行った。</p> <p>その後、同消防により、消火の必要はなく鎮火していることが確認された。</p>
原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮断器(6-20)を投入した際に、受電用遮断器(M-100)の1次側に三相一括接地器具が取り付けられていたことにより、三相短絡を引き起こし、三相一括接地器具が焼損し火災が発生した。</li> <li>・主要変圧器の過電流継電器の動作により、瞬時に遮断器(6-20)が自動開放され三相短絡は止まった。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての遮断器に対し、遮断器の接地端子や接地器具を取り付ける電路に、1次側と2次側が明確に識別できる標識を取り付ける。</li> <li>・受電操作前に、受電範囲から接地器具等が取り外されていることの確認を徹底するよう、目視による確認を規定文書及び操作手順書に明記する。</li> <li>・関係者に速やかに教育を行うとともに、定期検査前の教育の場等において、継続して周知徹底を図る。</li> </ul>

## 各事案の概要 ④

項目	クレーン吊フック落下
発生時期	2019年10月
概要	<p>玄海原子力発電所構内の4号機の本館建屋付近(屋外・管理区域外)で、協力会社がクレーン作業を行っていたところ、ブームを伸ばした際にクレーンワイヤーが破断し、落下した吊フックが協力会社作業員1名の腰に接触し負傷した。</p>
原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン操作者は、ブーム先端近くにあった吊フックを十分に下げない状態でクレーンブームを延伸した。</li> <li>・巻き過ぎ防止装置を事象発生日前の作業時に解除したが、当該作業を終了後に復旧しなかった。なお、事象発生日のクレーンの作業開始前点検時に、点検者は巻き過ぎ防止装置が解除された状態であることを確認し、点検簿に記録したが、点検簿の内容が事業者に共有されなかった。</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン操作者に対し、クレーン操作の基本ルール(吊フックを下げた状態でブームを伸長させる等)を遵守徹底させるための再教育を行う。</li> <li>・原則として、巻き過ぎ防止装置の解除は行わない。作業の都合により臨時に解除した場合は、その必要がなくなった後直ちに復旧を行う旨を作業要領書に追記する。さらに、クレーン操作者は操作開始前に必ず点検簿を確認し、異常がないことを確認してから作業を開始する旨を作業要領書に追記する。</li> </ul>

## 各事案の概要 ⑤

項目	プラグングデバイスの変形
発生時期	2019年6月
概要	<p>定期事業者検査において、プラグングデバイスの健全性確認のため検査架台へ設置しようとしたところ、所定の位置に設置できず、検査を中止した。</p> <p>※：プラグングデバイス 制御棒クラスタ等を挿入しない燃料集合体に挿入し、燃料集合体に流れる冷却水の流量を調整するための栓。</p>
原因	<p>プラグングデバイスを検査架台の案内管に取扱工具が不安定なまま挿入を実施したため、プラグングデバイスの一部が正常に挿入されず変形し、検査架台に設置できなかったものと推定。</p>
対策	<p>プラグングデバイスを検査架台の案内管へ挿入する際、案内管の手前で一旦停止し、取扱工具の安定性を確認する。</p> <p>また、一旦停止後、挿入操作を実施する際は、取扱工具の荷重を確認しながら挿入操作を行うことを作業要領書に反映し、作業員に周知する。</p>

### 要因分析の視点に基づく分類方法

- ① 各事案の報告書等より、原因及び原因に至った経緯等を確認する。
  - ・計画段階から事案の発生までの経緯等を確認
- ② 確認された原因及び原因に至った経緯等について、次頁以降の要因分析の視点を参考に分類を実施する。

#### 【計画段階の分類例】

手順書の記載誤り、承認段階での記載誤りの見逃し 等

#### 【実施段階の分類例】

作業前の指示不十分、作業時のコミュニケーション不十分、作業後のチェック不備 等

- ③ 分類した結果については、事案ごとに要因整理表にまとめる。

## 要因分析の視点

要因分類			具体例	
作業段階	視点分類	視点区分	視点	例
実施段階  〔現場作業：操作前打ち合わせ・TBM-KY～後片付け〕	人  〔現場作業の関係者の特性〕	コミュニケーション	TBM-KY・RKY・作業前の打合せ	作業前の指示・説明、全体周知など
			作業中コミュニケーション	報告、連絡、相談（内容・方法）、指示・監督など
			作業前後の報告・引継ぎ	作業（内容・手順・配置）調整、引継ぎなど
		行為	準備	作業許可手続き、工具・防護具の選定準備など
			手順書の使用	要領書・チェックシート・図面の配備・利用・確認など
			作業前後の確認	作業対象確認、状況把握行動など
			その他実施	作業、操作、検査、監視、巡視など
			確認（本人以外）	作業後の確認作業、ダブルチェック、記録確認、異物確認、隔離確認など
			後片付け	現場の後片付けなど
		心理的要因	知覚	見逃し、見誤り、聞き違い、聞き逃しなど
			記憶	度忘れ、記憶違い、先入観など
			感情	懸命行為、焦り・イライラ、やる気、信用・信頼、自信、依存心、過信、不安など
			判断	短絡的な発想、反射的・習慣的な行動、勘違い、楽観視など
			注意	慣れ、気の緩み、一点集中、集中力、危機意識など
		身体・生理的要因	生理的要因	空腹、眠気、便意、体調（疲労・病気・ケガ）など
			身体的要因	体型、体格、運動能力、体力、視力、聴力など
			精神的要因	精神的疲労・ストレスなど
		知識・技能	知識	設備の理解、作業目的・方法・影響の理解、ルールの理解、常識など
			技能	工具・計測器の取扱、資格・技能認定など
			経験	類似作業の経験、個人の成功体験など
	その他		上記以外の要因	
	作業	作業特性	作業内容	作業負荷、忙しさ、繰り返し性、難易度、危険度など

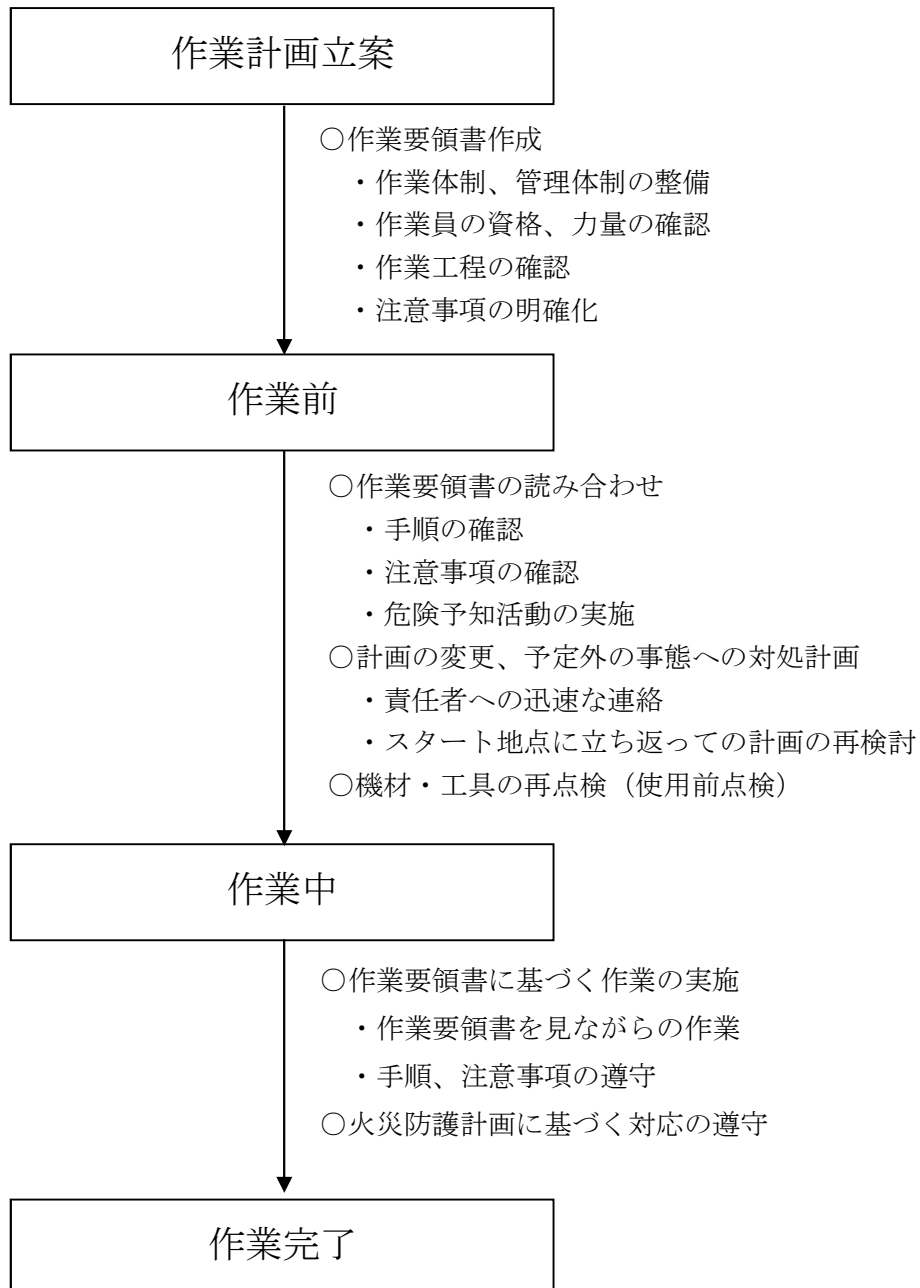


要因分類			具体例	
作業段階	視点分類	視点区分	視点	例
	〔現場作業の作業状況〕		作業条件	作業頻度、作業範囲の明確さ、同時進行作業、作業姿勢、急な変更、非定常作業、緊急性、割り込み、実績・成功体験（グループ）、トラブル経験、慣行（個人・グループ）など
			作業状態	作業固有の状態、他の作業の影響など
		作業時間	時間帯	直（交代）作業・変則作業、夜間（深夜）作業・早朝作業など
			時間	時間外作業、作業時間の長さ、タイミングなど
			工程	余裕、進行状況（遅れ・前倒し）、待ち時間の長さなど
		手順書・図面	手順書・要領書・図面・帳票・その他	有無、配備状況、正確度、具体性、基準の明確さなど
		体制	体制	人数、責任・役割分担、チェック体制、連絡体制など
		その他		上記以外の要因
設備・環境	〔現場作業の設備・環境状況〕	ハードウェア	動作状況	機器・計器の動作状況、利用可能性（故障中、修理中、隔離中）など
		設計・インタフェース	設計	動作・警報ロジック、レイアウト、バックアップシステム、作業性、ブラックボックス化、他設備との整合性など
			工具・計測器	工具の適正・動作状況、校正状態、特殊工具・計測器など
			情報・識別	ラベル、機器の識別性、情報・表示の正確度、識別の有無など
		作業環境	環境	温度、湿度、明るさ、音、振動、水中、酸素濃度、空間線量、気象条件など
			空間	狭隘部、高所作業、手すり・はしごの設置状況、近づき易さ、見通し、足場、作業領域など
		その他		上記以外の要因
計画・準備・評価段階	人	コミュニケーション	作業グループ内	指示・説明、報告・連絡・相談（内容・方法）、事前打合せ、引継ぎなど
			グループ間・全体	グループ間の作業調整、メーカーとの調整、全体周知など
		行為	作業計画（作業前）	年度・月間・週間計画立案、仕様書作成など（作業項目・スケジュールの検討）

要因分類			具体例	
作業段階	視点分類	視点区分	視点	例
〔計画・準備段階は作業前の計画・検討・手続きに関わる業務、評価段階は作業の事後処理に関わる業務、現場調査・作業準備以外は机上業務を想定〕	〔計画準備評価業務の関係者の特性〕		作業検討 (作業前)	手順書・要領書作成、帳票作成など (具体的な作業内容の検討)
			作業準備 (作業前)	購入品受入・確認、当直員の作業割り当て、隔離作業・定期点検前の確認 (現場・帳票類) など
			承認行為 (作業前)	計画承認、仕様書承認、手順書・要領書承認、帳票承認など
			評価段階 (作業後)	記録の確認、保存・承認、改善提案の検討、手順書等への反映の有無の検討など
		心理的要因	知覚	見逃し、見誤り、聞き違い、聞き逃しなど
			記憶	度忘れ、記憶違い、先入観など
			感情	懸命行為、焦り・イライラ、やる気、信用・信頼、自信、依存心、過信、不安など
			判断	短絡的な発想、反射的・習慣的な行動、勘違い、楽観視など
			注意	慣れ、気の緩み、一点集中、集中力、危機意識など
		身体・生理的要因	生理的要因	空腹、眠気、便意、体調 (疲労・病気・ケガ) など
			身体的要因	体型、体格、運動能力、体力、視力、聴力など
			精神的要因	精神的疲労・ストレスなど
		知識・技能	知識	設備の理解、作業目的・方法・影響などの理解、ルール of 理解、常識、書類作成方法の理解など
			経験	類似作業の経験、個人の成功体験など
	その他		上記以外の要因	
	作業 〔計画準備評価業務の作業状況〕	作業特性	作業内容	作業負荷、忙しさ、繰り返し性、難易度など
			作業条件	作業頻度、作業範囲の明確さ、他作業の影響、急な変更、割り込み、検討対象作業の作業条件・設備・環境条件、慣行 (当該作業の計画・準備に関わるもの)、実績・成功体験 (グループ)、トラブル経験など
			作業状態	作業固有の状態、他の作業の影響など
		作業時間	時間帯	直 (交代) 作業・変則作業、夜間 (深夜) 作業・早朝作業など
			時間	時間外作業、作業時間の長さ、タイミングなど
			工程	余裕、進行状況 (遅れ・前倒し)、待ち時間の長さなど

要因分類			具体例	
作業段階	視点分類	視点区分	視点	例
		手順書・図面	手順書・要領書 ・図面・帳票・その他	標準手順書、類似手順書、前回/過去の記録、過去の仕様書・隔離票、図面、周知文書（水平展開）等の正確度、具体性、基準の明確さ、様式、見やすさなど
		体制	体制	人数、責任・役割分担、チェック体制、連絡体制、複数部所の役割分担など
		その他		上記以外の要因
	設備・環境 〔計画準備評価業務の設備環境状況〕	ハードウェア	動作状況	システム（ソフトウェアを含む）の動作状況、利用可能性、信頼度など
		設計・インタフェース	設計・インタフェース	システム（ソフトウェアを含む）の操作性・識別性など
		作業環境	業務環境	温度、湿度、明るさ、音、整理・整頓状況、広さ、気象条件など
		その他		上記以外の要因
日常管理 〔部所における日常的な管理業務・風土〕		品質管理		変更管理、図書管理、検査管理、不適合処理、整理整頓、設計上の配慮、品質管理上の習慣など
		安全管理		安全管理、安全パトロール、安全管理上の習慣など
		教育・訓練		専門知識教育、安全教育、ヒューマンファクター教育、モラル教育、体制・ルール教育、OJTなど
		知識の活用・共有化		トラブル情報の活用、ノウハウのマニュアル化、過去の情報（手順書・記録）の活用など
		人的資源活用		適材適所、部門外との協調、人的資源配分の状態監視など
		組織風土		ルールの履行状況、ささいな欠陥への関心、連係意識、慣習、モラル、人間関係、職場内啓発など
		社内・部署間の取り決め		規定・要領、マニュアル、業務所掌など
その他		上記以外の要因		

### 作業実施（ステップ毎）の流れ



## 管理職による現場観察

### 1 目的

管理職による現場観察は、管理職が現場に赴き、業務の実施状況をより高い視点から批判的に見て、各種作業が手順書等に定められたとおり適切に実施されていることや、管理職が期待する業務実施になっているかどうかを確認し、必要であれば指導し、指導内容や現場観察の結果から改善を実施し、安全に作業を行うために必要な行為や意識が継続されることで現場作業の品質向上を図るものである。

また、管理職自らが現場に赴き、管理職の思いを現場作業者に伝えることで、現場作業者の安全に作業を行うために必要な行為や意識の高揚を図り、緊張感を持って現場作業を実施してもらうとともに、管理職の現場の理解を深め、三現主義（現地・現物・現実に基づく議論や発想）の実践に資することを目的とする。

### 2 当社の管理職による現場観察者の選出

当社の管理職による現場観察は、各作業に精通している発電所の管理職にて実施する。また、現場観察には第三者の視点として、発電所の品証部門、本店原子力発電本部及び本店土木建築本部のメンバーも適宜参加する。

体制は以下の通り、通常管理職による現場観察より拡充して実施する。

#### <現場観察班>

##### ○玄海3，4号機

- ・ 運転班                      ・ 電制班                      ・ 機械班                      ・ 土木班                      ・ 建築班
- ・ 放管班                      ・ 化学班                      ・ 技術班                      ・ 防災班                      ・ 検査班
- ・ 防護管理班                  ・ 訓セ班                      ・ 総務班

##### ○玄海1，2号機

- ・ プラント管理班              ・ 電気班                      ・ 機械班
- ・ 放管班                          ・ 化学班                      ・ 廃止措置運営班

所長、廃止措置施設長、第二所長は計画されている管理職による現場観察を任意に選択して参加する。

### 3 当社の現場観察の実施要領

#### (1) 「観察の観点」の設定

「観察の観点」は、作業が作業要領書等に定められたとおり適切に実施されていることや、明文化された仕組み（例：作業要領書、作業安全統一ルール）に加え、管理職が期待する現場の姿（こうあって欲しいと望む姿）を基に設定する。

なお、管理職が期待する現場の姿は、この管理職による現場観察の場を通じて伝達するが、可能な限り事前に、訓話、担当者や作業責任者との対話、会議等何らかの手段で事前に繰り返し伝達するよう配慮する。

#### (2) 観察の実施

観察は静観することを原則とするが、危険行為や明らかなルール違反が認められたときは、直ちに指導し是正させる。

作業が一段落したときや作業終了時は、現場作業者との対話を行い、良好事例や改善事項の共有、指導等を行うとともに、対話を通してその背景についても可能な限り把握する。

### 4 元請会社における現場観察

元請会社においても、現場観察を実施する計画である。

以上

作業点検スケジュール (予定)

2020年			
年	10月	11月	12月
月			
全体スケジュール	開始 ▽		とりまとめ ▽
至近で発生した事案の 共通要因分析			
安全に作業を行うために 必要な行為や意識の抽出			
作業点検			
継続的な取り組み			